

流山市農業委員会
平成28年第1回
総会議事録

平成28年1月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成28年第1回総会議事録

1 期 日 平成28年1月25日(月)

2 場 所 流山市役所306会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 8番 山崎 日出男
9番 中村 彰男

5 出席委員(16名)

1番 小田桐 仙	2番 吉田 達弘
3番 岡田 長政	4番 酒巻 孝美
5番 増田 正美	6番 石井 博
7番 秋元 正	8番 山崎 日出男
9番 中村 彰男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 豊島 啓行
13番 大作 榮	14番 小林 常男
15番 水代 啓司	16番 高市 正義

6 欠席委員(0名)

7 書記名 主 事 中里 友希

8 事務局 局 長 福留 克志
次 長 山崎 哲男
次長補佐 田村 敏一

9 会議目次

- (1) 議案第1号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について…………… 1
- (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)…………… 1
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について…………… 7
- (4) 議案第4号 地方自治法第180条の2の規定による市長の権限に属する事務の
一部委任の協議について…………… 10
- (5) 報告第1号 合意解約の通知について…………… 13
- (6) 報告第2号 専決処理の報告について…………… 14

開会 午後3時00分

高市議長 それでは、ただ今から平成28年第1回流山市農業委員会総会を開会いたします。

昨年に引き続き、皆様のご助力をよろしくお願ひしたいと思います。更には、皆様ご存知のとおり、様式が少々変わりましたので、当初は見にくいかもしれませんが、慣れるまでの間、ご了承いただきたいと思ひます。

なお、流山市の青野 直議員他2名の方から、総会を傍聴したい旨の申出があり、議長においてこれを許可したので、御了承願ひます。

ただいまのところ出席委員は16名中16名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

8番山崎委員、9番中村委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。山崎次長。

山崎次長 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧くださいと思ひます。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第1号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について」から、議案第4号「地方自治法第180条の2の規定による市長の権限に属する事務の一部委任の協議について」までの4議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第1号「合意解約の通知について」と、報告第2号「専決処理の報告について」の2項目について、ご報告させていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

高市議長 議案第1号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について」及び議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案の御説明の前に、今回から総会議案書の様式等を一部変更いたしましたので、こちらにつきまして、御説明をさせていただきます。

議案の第1号から第3号までにつきましては、昨年に導入いたしました農地台帳システムによりまして、作成いたしました。

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

はじめに、議案第1号から御説明をさせていただきます。

議案第1号

農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について

次のとおり、許可後の計画変更承認申請があったので審議を求めます。

平成28年1月25日提出

はじめに申請者ですが、申請者は流山市大字下花輪にお住いの方です。議案書は、中間の欄の「申請人」になります。

申請地は、流山市下花輪の畑1筆、面積は996.15平方メートルです。議案書は、左の「所在」から「地番」、「地目」、「面積」の欄になります。

議案案内図につきましては、1ページと2ページにございますので、合せてご参照いただきたいと思います。

本件につきましては、平成25年3月に許可を受けた太陽光発電設備の事業計画を変更し、また、この土地に併せ、隣接の212.14平方メートルの農地を太陽光発電設備用地に転用したいことから、変更承認申請があったものでございます。議案書は、右から3つ目の欄の「申請事由」になります。なお、転用目的につきましては、右から4つ目の上から3段目の「施設」の欄になります。

次に、計画変更の内容についてですが、転用事業者の変更や転用目的の変更はございません。主な変更点としては、事業区域の拡張、太陽光パネルの配置場所等の変更などが主な点でございます。

計画変更承認における審査基準につきましては、事業計画の変更申請の内容が、次の要件を満たしているかどうかを審査することとされております。

1点目は、変更後の転用事業がその計画に従って実施されることが确实であると認められること。

2点目は、変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が当初計画の事業による影響と比べて、それと同程度またはそれ以下であると認められること。

3点目は、変更後の転用事業が農地法等による許可基準により転用許可相当であると認められるものであること。

以上の3点の要件について、御審査をお願いしたいと思います。

続きまして、議案書の2ページをお開きください。

議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成28年1月25日提出

はじめに申請者ですが、申請者は流山市大字下花輪にお住いの方で、先ほど説明をさせていただきました議案第1号の申請者と同じ方でございます。議案書は、中間の欄の「申請人」になります。

申請地がありました土地は、流山市下花輪の畑1筆で、面積は212.14平方メートルです。議案書は、左の「所在」から「地番」、「地目」、「面積」の欄になります。

議案案内図につきましては、1ページと2ページでございますので、合せてご参照いただきたいと思います。

転用目的につきましては、計画変更承認申請のありました996.15平方メートルの土地と併せ、高齢で人手不足のため、太陽光発電設備用地として利用していきたいというものでございます。議案書は、右から3つ目の欄の「申請事由」になります。

なお、転用目的につきましては、右から4つ目の上から3段目の「施設」の欄になります。

御説明については、以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第1号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について(恒久転用)」及び議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」については関係がありますので一括で御報告いたします。

本案については、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

目的は、平成25年3月18日付で農地転用許可を行った太陽光発電設備の施設拡張でございます。

権利者は、流山市下花輪にお住まいの方で、年齢は88歳です。

申請理由については、高齢で人手不足のため、既存の太陽光発電設備と一体利用したいとのことで申請がなされたものです。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線初石駅の南西約1.6キロメートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、既存施設と一体利用とする計画です。土砂等の流出対策については、境界部分の土を固めることで、流出を防ぐ計画です。また、雨水排水対策については、透水性の高い防草シートにより敷地内浸透させるとのことでした。

次に、資金計画ですが、建設費が約830万円で、全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

また、既存施設内に空きスペースが多い点について確認したところ、隣接する他人の土地に植えられている樹木の影がかかり、パネルを設置しても十分な収益が得られないことからパネルは設置しないが、メンテナンス用の車両の駐車スペースとして必要であるとのことでした。

また、50キロワットを超える大規模施設扱いになってしまうのではないかと確認したところ、別紙資料のとおり最終的な発電量は50キロワット以内で抑えられるとのことでした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、議案第1号の計画変更承認申請につきましては、農地法第4条の許可後における計画変更承認要件に基づき、審議したところ、承認要件に適合していると認められ、承認相当という結論に達しました。

また、議案第2号の農地法第4条許可申請につきましては、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

15番(水代委員) 前回許可されたところの計画変更ということですけど、写真に写っているハウスのところが増えるということですよ。

9番(中村委員) そうです。

15番(水代委員) そうすると、前回たとえば、1反2畝の計画の中でこの部分が恐らく2畝くらい、214平方メートルですか、ということであると、ただいまの委員長の説明では、前回の許可のところでは前回許可の空き地が影になるということで、メンテ用の駐車場にするんだということで、これは計画変更に伴って、面積的には実数は増えるのではないですか。計画変更した分は1,208平方メートルでも、本来だったらハウスの増やした分214平方メートルが増えるということですよ。

山崎次長 今水代委員の方からあった点ですけど、ハウスのところは議案第2号の恒久転用で追加で転用する部分であって、計画変更の部分は今まで既に許可を受けてやっていたところに新たにパネルを設置するというので議案第1号の部分が今まで許可をとっていたところに追加でパネルをやるところ、議案第2号のハウスの方が新しく恒久転用するために、今まで一部で転用を受けていた部分の残りの部分をさら

に恒久転用して、全部を利用したいということで、今回は1号で変更、2号で転用許可申請という形でございます。

15番(水代委員) それはわかるのですが、結局太陽光を設置する面積が1,208平方メートルで、前回とっているわけですよね。1,208平方メートルのうちの996.15平方メートルというやつが、前回とっているんですか。

中里主事 委員ご指摘のとおり、前回は一筆全部ではなくて、そのうちの一部、ハウスの部分を除外しての許可を出しております。今回の第1号第2号の面積を合わせて一筆丸々の面積となります。

15番(水代委員) というのは、この土地利用計画図に空き地がありますよね。これは、先ほど委員長が説明された、駐車スペースにするということですよ。

9番(中村委員) そうということですよ。

15番(水代委員) それは前回の1,208平方メートルの許可の面積に入っていたのではないですか。そのうちの900いくつに。ということは、その赤い枠を増やす、特に左側の列を増やすので、そこのところはそういう対応をしますよということで、最初の計画のうちの、1,208平方メートルの許可が下りた段階で、本来はそこにも太陽光パネルが行くわけだったんですよ。

中里主事 そうなります。現況はパネル間がかなり詰められて施行されているのですが、当初の計画ですと、敷地いっぱいまで入ってくるような計画でした。日影の問題があって、少し奥に詰めて作ったということで、それ自体は軽微な変更としてとらえておりましたが、今回、追加があるということだったので、面積を変更する場合と目的が変わる場合は、農地法事務指針の軽微な変更ではなく、総会で審査することとなっておりますので、今回は面積が増えるため、議案としたものであります。

15番(水代委員) そうということではなくて、前回の許可面積プラスアルファになるのではないかということです。

中里主事 前回許可が地図の赤い部分になって、今回4条で増える部分が青い範囲になります。

15番(水代委員) そうということであれば、恒久転用になる面積は増えるということですよ。

中里主事 そうです。

15番(水代委員) 太陽光を設置する面積としては1,208平方メートルで変わりはないけど、実際にはその部分が抜けていたということではないですか。

中里主事 前は996.15平方メートルの許可を出しております。

15番(水代委員) 214の分が増えたということ。

中里主事 そうです。

7番(秋元委員) 関連でよろしいでしょうか。

この図面を見ると、第2号議案が左の赤くなっているところだと思いますが、第1号議案のところ申請されている青いところで、下に一本だけ赤い部分がありますが、それが変わったところでしょうか。

山崎次長 それの変更です。

1番(小田桐委員) もともと申請して既に太陽光が設置されていた場所については、収支としては、事務局では確認されているのでしょうか。

中里主事 実際にいくら利益が出ているというところまでは確認しておりませんが、利益は出ているということです。売電単価につきましては、当時、キロワット時当たり40円で売電されておりまして、今回の増設分に関しても、同額となります。

1番(小田桐委員) 需要はあるのでしょうか。

中里主事 需要というよりは、これは定額買取制度の中でやっているものですので、ここで作ったものに関しては、基本的には東電の方で、全部定額での売電となります。

高市議長 定額買取りで、前の金額と今回の増設分は変わらないということです。

だから増設した分はプラスになるということですよ。

1番(小田桐委員) 農地を壊して恒久転用して太陽光をやるということですから、買い取るという約束はあるんでしょうけど、それだけ電力が不足していると、東電としても欲しいという状況が無いのに、それでいいのかという話があるので、確認したものです。

高市議長 その辺、東電との話し合いはついているんですよ。価格の話だけではなくて。

福留局長 書類上のやり取りは済んでおります。

14番(小林委員) 確認ですけど、一番大枠の周りは前に許可された土地でしょうか。

中里主事 この緑の範囲に関しては、現在は農地ではないところで、一部宅地と、一部以前に農転をとって現在雑種地に地目変更されている部分があります。赤いところが議案第1号の部分で、青いところが議案第2号の部分となります。赤と青合わせて一筆となります。

委員長報告にあった大木というのがこの辺りにありまして、当初許可を取っている部分の一部が使えないため、赤い範囲に拡張したいとのことであります。

14番(小林委員) 雑種地とかも入っているとのことで、計画図だと赤いアレイが5つありますが、その一番上は雑種地になるのでしょうか。

中里主事 その範囲は宅地になります。北側に土地所有者が住んでおりまして、その敷地の一部を使う形です。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第1号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認することとし、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第1号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認し、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第3号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

平成28年1月25日提出

今月は新規に関するものが2件、更新に関するものが3件であります。

最初に、議案1番の権利者は、千葉県富里市に住所を置く法人です。議案書は、中間の欄の「借受人」になります。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市中野久木にあります畑1筆、面積は1,001平方メートルです。議案書は、「所在」の欄になります。利用権の設定期間につきましては、新規によるもので、本年2月から平成31年2月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、3ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案2番の権利者は、流山市大字西深井にお住いの方で、職業は兼農です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市西深井にあります田1筆、面積は1,021平方メートルです。利用権の設定期間につきましては、新規によるもので、本年2月から平成34年2月までの6年間です。本件の議案案内図につきましては、4ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

議案3番の権利者は、流山市大字中野久木にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市西深井にあります田1筆、合計面積は1,021平方メートルです。利用権の設定期間につきましては、更新によるもので、本年2月から平成34年2月までの6年間です。本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案4番の権利者は、流山市大字南にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田2筆、合計面積は1,914平方メートルです。利用権の設定期間につきましては、更新によ

るもので、本年2月から平成38年2月までの10年間です。本件の議案案内図につきましては、6ページでございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の5ページをご覧ください。

議案5番の権利者は、流山市大字下花輪にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市下花輪にあります田3筆、合計面積は2,551平方メートルです。利用権の設定期間につきましては、更新によるもので、本年2月から平成34年2月までの6年間です。本件の議案案内図につきましては、7ページでございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

今月の農用地利用集積計画につきましては、以上の5件です。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が2件、更新が3件であります。

はじめに、新規の案件でございます。

1番ですが本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者は富里市に本店を置く農業生産法人でございます。農業従事役員は4名で、農業従事日数はそれぞれ150から200日であります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、2番ですが本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は兼農で年齢は60歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は180日であります。次に、申請地につきましては、稲刈り済みの状態でした。

次に、更新の案件でございます。

3番ですが本件については、相手を変更して6年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は69歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は150日であります。次に、申請地につきましては、稲刈り済みの状態でした。

次に、4番ですが本件については、相手を変更して10年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は54歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は300日であります。次に、申請地につきましては、稲刈り済みの状態でした。

次に、5番ですが本件については、相手を変更して6年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は87歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は200日であります。次に、申請地につきましては、

耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

15番(水代委員) 参考のためにお聞きしたいのですが、1番権利者の法人は、今回の申請地の周りも結構借りていたと思うのですが、面積的にはどのくらいあるのでしょうか。

田村次長補佐 約4,500平方メートルでございます。

15番(水代委員) 最初に借りたのは数年前だったと思うのですが、そのころの地代はいくらくらいになりますでしょうか。

田村次長補佐 1,000平方メートル当たりで、約15,000円です。

15番(水代委員) ということは、米の値段が下がって、新川耕地の田んぼの方が安くなってきているのに合わさって、畑の方もこんなに安くなってしまっているのかなという懸念があるんですね。農業生産法人で、農地を借りて営業していく上では、それなりの採算を考えて借りていると思うんですが、これだけ安くなるともっと借りたくなってしまいうような、拍車がかかるような気がするのですが、その点がこれからの課題ではないかと思います。畑も水田の方もほぼ同じでしょうか。

山崎次長 先ほど水代委員からお話しありました法人なのですが、今から2年くらい前から流山の方に農地の規模拡大をしてくまして、今おっしゃったように新川小の裏あたりから始めまして、今畑15,000円という話ありましたが、以前、畑だと2万円、水田であれば1俵くらいが相場だったということで、最近では半俵というところも水田についてはあるようですので、本当に水田については下がってきたのですけれど、確かに畑について20,000円から15,000円くらいだとだいぶ落ちてきたのかなということは確かにあると思います。

14番(小林委員) 26年度の賃借料ですと、田の方が平均値で9,200円、最高値が12,500円、最低値が4,400円、畑の方が平均値で17,200円、最高値が27,000円、最低値が9,000円という形で出ていたかと思います。

高市議長 田んぼの場合は飼料用米と今の主食用米の関連でも同じようなことが言えますから。結局飼料用米の方が主食用米より高いんですね。

13番(大作委員) 今の話と関連してお聞きしたいのですが、この会社は主にどのような作物の栽培をしているのでしょうか。それと、納入先はどのようなところなのか教えていただきたいと思います。

山崎次長 新川農協の道路を挟んだ反対側についてはネギをやっていて、それと、コマツナの2種類かと思います。販売先なのですが、コマツナなんかですと、中華料

理屋さん等に卸されているという話は以前聞きました。

あとは、関連するグループ企業の方で市場の仲卸をやっていきますので、市場の方に卸して、そこから販路の方に出していくという形です。

13番(大作委員) これから高齢化になりますので、休耕地が多くなっていくと思います。事務局としてもこういう会社に斡旋をしていただければありがたいなと思います。やはり、畑が草だらけになってしまうと、景観もよくありませんし、火災などで危険なところも出てきますので、そういった問題を解消するためにも、こういう農業法人になるべく積極的に借りるような方策を見出していきたいと思います。これは要望としておきます。

高市議長 事務局の方で進めてください。

山崎次長 今の大作委員のお話は、本当にごもつともなお話だと思うのですが、法人、特にこういった企業的な会社につきましては、コストを下げたいということで、集積をするような形がまず大事だと思いますので、虫食いであちこちに500平方メートルとかである土地をたとえば貸しますのをお願いするというよりも、やはり集積をすることが大事かだと思いますので、いかに集積をするかというのがこれからの一番の課題かと思います。水田の方は、ある程度集積は容易かもしれませんが、畑になると、その辺の課題が出てくるかと思います。以上です。

5番(増田委員) 以前上がってきたときは、露地でコマツナという話だったかと思うのですが、今回の写真を見ると、パイプハウスがありますが、これは何を作っているのでしょうか。

山崎次長 コマツナではないかなと思っております。この法人と一緒にやっている農家の方もいらっしゃる、その方はハウスでコマツナを栽培していますので。

コマツナは中華料理で重宝されているようで、学校給食などでも使われたりしておりますが、需要が大きいということは聞いております。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第4号「地方自治法第180条の2の規定による市長の権限に属する事務の一部委任の協議について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第4号「地方自治法第180条の2の規定による市長の権限に属する事務の一部委任の協議について」、ご説明いたします。

本案につきましては、農地法の改正に伴い、「千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」を改正する必要があることから、千葉県知事から流山市長に対して、地方自治法第252条の17の2第2項の規定による協議があったものでございます。

このため、流山市長から農業委員会会長に対しまして、市長の権限に属する事務の一部委任について、協議があったものでございます。

農地転用許可事務等につきましては、平成16年4月1日から千葉県知事から権限移譲を受け、本市農業委員会が事務処理を行ってきたところであります。

このたび、農地法の改正を受けまして、新たに事務処理を行うことになる事務が追加されることから、協議があったものでございます。

今回、委任される内容は、

・改正農地法第4条第9項(第5条第5項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取。

・改正法附則第41条第2項の規定による意見の聴取。

に関する内容であります。

改正農地法第4条第9項の規定は、「県知事は、前項の協議を成立させようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない。」という規定であります。

農地転用に関しては、市街化調整区域の農地、2ヘクタール以下の転用許可だけではなく、国または都道府県が農地を農地以外にする場合、国または県と県知事との協議が必要とされ、その協議について移譲を受けております。

この移譲の規定が改正農地法第4条第9項で規定されている前項に当たり、この前項の規定について移譲を受けていることから、今回の法改正によって、千葉県から新たに委任を受けるものであります。

次に、改正法附則第41条の規定につきましては、現在、農業委員会総会終了後、県農業会議に諮問を行っているところですが、県農業会議が意見を述べていない場合で、30アールを超える農地転用については、知事は、農業会議の意見を聴かなければならないと規定されております。

この意見聴取の規定について、千葉県から委任を受けるものであります。

説明は、以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

福留局長 内容が難しいので、もう一度ご説明をさせていただきたいのですが。

高市議長 それでは、事務局の方から再度説明をして、皆さんに理解をしていただきたいということですので、よろしく願いいたします。

中里主事 それでは、ご説明させていただきます。

今回、1番と2番の2つありますが、まず、1番の方を説明させていただきます。

今現在ですけど、国や県等が農地転用する場合には、許可を取るのではなくて、権限のある、法律上は県と協議をして、その協議が成立することをもって、農地転用の許可があったものとみなすことになっております。この協議についても、これまで一例もないですが、現在権限の委譲を受けております。今回、県がこの協議を成立させる前に、地元の農業委員会の意見を聞いて、その意見をもって協議の成立をさせよという条文が新しくできました。この部分に関しても、権限の委譲を合わせて受けないと、業務的に成立しなくなってしまうので、この新設された部分についても委譲を受けようという形になります。1番については、こういう流れとなっております。

次に2番ですけど、農地転用の許可を出すときには、市で総会が終わった後、県の農業会議というところに諮問ということで、意見を聞く手続きがあります。この諮問手続きに関しても、本来県の事務であるところを、権限委譲を受けて農業委員会でやっているという形に、現行法だとなっております、それが、改正法だと、各農業委員会の仕事になるということになります。各農業委員会から諮問をして、その結果を合わせて県の方に送る手続きになるのですが、この間の経過措置として、改正前に受け付けて、改正後に諮問をする場合は、改正法による申請とみなすが、県知事が諮問をかけるという例外規定が設けられております。今まで諮問をかけていた根拠は農地法の4条3項なのですが、先ほどの例外規定は附則の41条2項ということで、条文の番号が違うということで、この委譲を受けないと、一か月だけ知事の仕事になってしまうため、委譲をしようというのが2番になります。

ご説明としては、以上です。

高市議長 まだ始まる前ですので、色々納得がいけないところもあるのかなと思いますが、いかがなものでしょうか。一応、こういう形で進めたいということで、4月1日から、今までと法律が変わりますので、4月1日から施行するというございます。

15番(水代委員) 農業会議の位置づけというのはどのようになるのでしょうか。

中里主事 改正後は、農業委員会等に関する法律の中で、名前としては農業委員会ネットワーク機構となるのですが、組織としては残ります。ここで、農業会議の意見を聞いて、その意見を基にして農業委員会として許可を出すような手続きとなります。

今は毎回諮問しているのですが、改正後は3,000平方メートルを超えるものに関して意見を聞くということになります。

高市議長 その内容的には、まだ進んでいないのでわかりませんが、明日がちょうど農業会議の改正会議が始まるのですが、県内の各農業委員会長の皆さんのご意向を聞きながら、明日決定するわけでありませう。

それと、今申されたように、内容が変わりますと、中も全部今までと違った形になりま

すので、明日にならないとわかりませんが、農業会議も農業委員会もここでだいぶ内容が変わるということになってまいります。

山崎次長 今まで、農業会議に総会の度に4条、5条につきまして2,000平方メートルを超えるものについては、権限委譲市、流山、我孫子、千葉の3市については、説明をしてきたと、先ほど中里の方から話があった件については、3月総会のときに3,000平方メートルを超えたものについては、新法云々で手続きを行うということで、もし3月に3,000平方メートルを超える4条または5条の案件があった場合はうちの方は直接農業会議の方に行って説明をするようになると、ただし、権限委譲市の場合は流山市、権限委譲市に変えるということです。だから、それ以降、4月以降は3,000平方メートルを超えるものは、引き続き説明に行くと、そういうようなことでございます。

今、ちょうど切り替えの3月の総会の分だけの手続きを取るとのことです。

高市議長 これから全部変わるわけです。農業会議とかもこれまでと全く違う形になりますので、明日の午前中いっぱいではなるとかなるんじゃないかと思えます。それが終わりましたら、ご報告申し上げたいと、そのように思っております。

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第4号について、新たに委任を受けることに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第4号については、新たに委任を受ける旨、回答することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第1号「合意解約の通知について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の7ページをご覧ください。

報告第1号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成28年1月25日報告

報告の1番につきましては、平成33年3月までの利用権設定期間を解約するもので、解約通知書の受付年月日は、平成27年12月1日です。

合意解約がされました農地は、流山市野々下2丁目の田2筆、面積は2,652平方メートルで、議案案内図は8ページです。

報告の2番につきましては、本年7月までの利用権設定期間を解約するもので、解約通知書の受付年月日は、平成27年12月1日です。合意解約がされました農地は、

流山市古間木の田1筆、面積は721平方メートルで、議案案内図は9ページです。

続きまして、議案書の8ページをお開きください。

報告の3番につきましては、平成29年5月までの利用権設定期間を解約するもので、解約通知書の受付年月日は、平成27年12月2日です。合意解約がされました農地は、流山市平方の田2筆、面積は1,914平方メートルで、議案案内図は10ページです。

報告の4番につきましては、平成31年3月までの利用権設定期間を解約するもので、解約通知書の受付年月日は、平成27年12月7日です。合意解約がされました農地は、流山市下花輪の田1筆、面積は489平方メートルで、議案案内図は11ページです。

報告の5番につきましては、平成29年3月までの利用権設定期間を解約するもので、解約通知書の受付年月日は、平成27年12月22日です。合意解約がされました農地は、流山市下花輪の畑3筆、面積は622平方メートルで、議案案内図は12ページです。

今月の合意解約の通知は、以上の5件です。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第2号「専決処理の報告について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の9ページをご覧ください。

報告第2号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年1月25日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の農地法第4条の届出のご報告は6件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別につきましては、住宅用地が6件でした。

今月の4条届出の合計は、以上、6件、8筆、6,705平方メートルで、地目別の内訳では、田が3筆、682平方メートル、畑が5筆、6,023平方メートルでした。

次に、議案書の10ページをお開きください。

2の、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月のご報告はマンショ

ンの区分所有を除きますと19件、マンションの区分所有を含めると全体で47件、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が44件、使用貸借が2件、贈与が1件でした。また、転用目的別では、住宅用地が44件、農地造成が2件、駐車場が1件でございました。

今月の5条届出の合計は、以上、47件、276筆、200,465.78平方メートルで、地目別の内訳では、田が244筆、189,326.78平方メートル、畑が32筆、11,139平方メートルでした。

今月の専決処理のご報告は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。
高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成28年第1回流山市農業委員会総会を終了いたします。
慎重審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後4時9分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成28年1月25日

流山市農業委員会会長高市 正義.....

流山市農業委員会委員山崎 日出男.....

流山市農業委員会委員中村 彰男.....